

報第 2 号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、岐阜県知事から、令和 7 年第 4 回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 7 年 9 月 5 日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 12 日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律＞

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

＜教育長に対する権限の委任等に関する規則＞

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（略）

十 法第二十七条及び法第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

第二条 （略）

第三条 （略）

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 （略）

教総第400号

令和7年9月5日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に

基づく意見について（回答）

令和7年8月28日付け人第353号で照会のありました下記議案については、異議ありません。

記

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例

議第 号

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例

岐阜県職員等旅費条例（昭和三十二年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 旅費の種目及び内容（第八条―第二十条）

第三章 知事等の旅費（第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条―第二十九条）

付則

第二条第一項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「若しくはその扶養親族又は」を「又はその」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「新たに」の下に「就任した知事等若しくは新たに」を加え、「、その」を「その就任若しくは」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「職員が」を「知事等若しくは職員が」に、「職員については」を「場合又は任命権者（県費負担教職員にあつては、市町村又は市町の組合に置かれる教育委員会）若しくはその委任を受けた者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に、「職員以外」を「知事等及び職員以外」に、「又は居所を」を「若しくは居所を」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「いい、県内旅行（出発地（常時勤務する在勤公署のある職員にあつては在勤地をいい、常時勤務する在勤公署のない職員及び職員以外の者にあつては居住地をいう。）と目的地とが同一の都道府県である旅行をいう。以下同じ。）と県外旅行（県内旅行以外の内国旅行をいう。以下同

じ。）とに区分する」を「いう」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 職員 地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（第七号において「県費負担教職員」という。）をいう。

四 職務の級 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）第四条第一項第一号に掲げる行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については任命権者が知事と協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

第二条第一項に次の一号を加える。

十二 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したものをいう。

第三条第二項中「その配偶者」の下に「若しくは子」を加え、同項第七号中「配偶者」の下に「又は子」を加え、「第三十七条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する」を「第十八条第一項第二号イ、ロ若しくは二に規定する場合における」に改め、同条第三項中「第二十九条各号」を「第二十九条第一項各号」に改め、同条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を削り、「その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）され」を「次条第三項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他の人事委員会規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第六項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関等の事故又は」を削り、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「旅行は、任命権者（県費負担教職員については、市町村又は市町村の組合に置かれる教育委員会とする。）若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行

命令権者」という。）を「次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者」に、「旅行命令等」を「旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令
- 二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第四条第三項中「を変更する必要があると認める」を「の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に人事委員会規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければならない。

第四条第五項中「当該旅行に関し必要な事項を記載し」を「同項に規定する事項の記載又は記録をし」に、「提示する」を「通知する」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第六項を削る。

第五条の見出し中「旅行命令簿等」を「旅行命令等」に改め、同条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条及び第七条を削る。

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の下に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「合理的かつ経済的な」を「経済的な通常の」に、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「よつて旅行し」を「より旅行し」に改め、同条を第六条とする。

第九条から第十二条までを削る。

第十三条第一項中「かかる」を「係る」に改め、「もの」の下に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の下に「又は当該金額」を、「以下」の下に「この条並びに第二十八条第一項及び第二項において」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第二項及び第四項中「かかる」を「係る」に改め、同条第五項中「記載事項及び様式」を「及び記載事項又は記録事項」に改め、同条を第七条とし、第十四条を削る。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目及び内容）

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び第十二条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び第十二条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直

近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、職務の級が六級以上の者が長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により職務の級が六級以上の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

三 外国旅行の場合であつて、職務の級が五級以下の者が著しく長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 自家用自動車（前号に規定する自家用自動車を除く。）を利用する移動（職員にあつては、旅行命令権者の承認を受けた場合に限る。）に要する費用として人事委員会規則で定める費用

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して人事委員会規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める一夜当たりの定額とする。

（転居費）

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後

における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

ニ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして人事委員会規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第二十条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第三条第二項第五号又は第七号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める定額とする。

第三章 知事等の旅費

第二十一条 知事等が出張をし、又は赴任をした場合には、旅費を支給する。

2 知事等の旅費の額は、職員の例により算定した額とする。ただし、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条第一項	限る。）	限る。）並びに特別車両料金（第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）及びこれに付

第十一条第二項			第十条第二項	第十条第一項	第九条第二項
職務の級が六級以上の者が特定航空移動をするとき	次の各号に掲げる場合は、当該各号	最下級の運賃	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）	限る。）	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）
	第二号に掲げる場合は、同号	最上級の運賃	運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級	限る。）並びに特別船室料金（第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）及びこれに付随する費用（第二十五条第一項において「特別船室料金等」という。）	運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級

第十三条	地域の実情及び旅行者の職務を勘案して人事委員会規則で定める額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条に規定する宿泊費基準額のうち、同令第一条第二項第二号に掲げる指定職職員等に適用される額
第二十五条第一項	各費用	各費用並びに特別車両料金等及び特別船室料金等

3 前項に定めるもののほか、知事等の旅費の支給に関しては、職員の例による。

第四十六条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に改め、第四章中同条を第二十六条とし、同条の前に次の四条を加える。

（退職者等の旅費）

第二十二條 第三條第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第二十三條 第三條第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

（証人等の旅費）

第二十四條 第三條第四項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、職員の例による。

2 用務の内容、支給を受ける者の学識経験その他特別の事情により前項に規定する旅費により難しい場合には、同項の規定にかかわらず、旅行命令権者が知事と協議して定める旅費とすることができる。

（旅費の支給額の上限）

第二十五条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第十二条第四号に掲げる費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号並びに第十二条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第四十七条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅費の返納）

第二十八条 支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

第四十八条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「の実施」を「に定めるもののほか、この条例の施行」に改め、同条を第二十九条とする。

付則第二項を削り、付則第一項の項番号を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の岐阜県職員等旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発する旅行から適用し、施行日前に発した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二項、第二十条、第二十一条及び第二十三条の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合につい

ては、なお従前の例による。

- 4 新条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の岐阜県職員等旅費条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 5 新条例第二十八条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

- 6 岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「知事等以外の者」を「職員」に、「当該者」を「当該職員」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同条第一号に掲げる者(常勤の監査委員を除く。)の鉄道賃及び船賃の額については、特別車両料金及び特別船室料金並びにこれらに付随する費用に限り、同条例に定める知事等の例により算定した額とする。

第九条中「知事等以外の者」を「職員」に、「当該者」を「当該職員」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、鉄道賃及び船賃の額については、特別車両料金及び特別船室料金並びにこれらに付随する費用に限り、同条例に定める知事等の例により算定した額とする。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

(土地収用法の鑑定人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する条例の一部改正)

- 7 土地収用法の鑑定人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び手当は、」を「は鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当(その額は、岐阜県職員等旅費条例(昭和三十二年岐阜県条例第三十号)に定める職員の例により算定した額とする。）」とし、手当は「に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

(岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

- 8 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十一年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「知事等以外の者」を「職員」に改める。

(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 9 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「知事等以外の者」を「職員」に、「当該者」を「当該職員」に改める。

提 案 説 明

職員等の旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、その計算に必要な種目及び内容に係る規定を簡素化する等のため、この条例を定めようとする。